

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日の  
翌日)

## 目 次

- ◇訓 令 鳥取県統計調査調整規程の一部を改正する訓令(統計課)
- ◇告 示 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(農村整備課)
- 土地収用法による事業の認定(管理課)
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇正 誤 昭和六十三年五月鳥取県告示第五百七十四号中訂正
- 昭和六十三年六月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号中訂正

## 訓 令

鳥取県訓令第八号

鳥取県統計調査調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和六十三年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県統計調査調整規程の一部を改正する訓令

鳥取県統計調査調整規程(昭和三十四年一月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次に掲げる範囲に属する」を削り、「基く」を「基づく」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第六条第一項及び第二項」を「第六条第一項」に、「秘書課及び課並びに鳥取県出納室設置規則」を「課及び鳥取県出納局設置規則」に、「出納室」を「出納局」に改め、同条第四項を削る。

第三条及び第四条を削り、第五条を次のように改め、同条を第三条とする。

(統計調査の合議及び調整)

第五条 新たに統計調査を実施しようとする場合においては、各課長は、一箇月前までに統計調査実施合議書(様式第一号)により統計課長に合議しなければならない。

2 統計課長は、前項の合議を受けたときは、次に掲げる事項について審査し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

一 他の統計調査と重複しないこと。

二 既存資料により補完できないこと。

三 統計調査の方法が適当なものであること。

四 その他必要な事項

3 各課長は、第一項の規定によつて合議した統計調査を変更し、中止し、又は廃止するときは、統計調査変更合議書（様式第二号）、統計調査中止（廃止）届出書（様式第三号）により統計課長に報告しなければならない。

第六条の見出しを「（届出統計の取扱い）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第五条」を「第三条第一項」に改め、同項を同条とし、同条を第四条とする。

第七条中「（別記様式第二号）」を「（様式第四号）」に改め、同条を第五条とする。

第八条第三項を削り、同条を第六条とする。  
第九条を削る。

別記様式第一号中「別記様式第一号」を「様式第一号（第3条関係）」に、「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」と、「統計調査実施（変更、中止、廃止）合議（報告）書」を「統計調査実施合議書」と

- A 指定統計調査
- B 法令による統計調査
- C 国の通ちようによる統計調査
- D 県独自の統計調査
- E 他の団体よりの統計調査

を

[Empty box for stamp or signature]

に、

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

統計調査変更合議書

統計課長 殿

課長名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日付けで合議した 調査を

下記のとおり変更したいので、合議します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更事項

毎年、毎半年、毎半、  
年、毎四半、毎月、  
毎旬、毎週、毎日

を

年、半年、四半期、そ  
月、旬、週、日、他

に改める。

別記様式第二号中「別記様式第一号」を「様式第二号（第5条関係）」に改め、同様式を様式第四号とし、別記様式第一号の次に次の二様式を加える。

様式第3号 (第3条関係)

この訓令は、昭和六十三年七月十二日から施行する。

附 則

年 月 日

統計調査中止 (廃止) 合議書

統計課長

殿

課長名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日付けて合議した

調査を

下記の理由により中止 (廃止) しますので届け出ます。

記

中止 (廃止) 理由

告 示

鳥取県告示第六百六十五号

西伯町土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯 (能竹) 地区の換地計

画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年七月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十六号

中山町が行う土地改良事業に係る八重地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年七月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

境港市

二 事業の種類

幸神体育館建設事業

三 起業地

1 収用の部分 境港市小篠津町字幸神地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

境港市役所

鳥取県告示第六百六十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年九月二十六日 鳥取県指令受都計三一三第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市和田東町字向山及び巖城字長谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市福守町二四〇

村田孝明

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和六十三年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十三年七月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一 日時 昭和六十三年七月十五日(金)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

鳥取県選挙管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程の制定に

ついて

正 誤

昭和六十三年五月鳥取県告示第五百七十四号(保安林の指定予定について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

二 上 十一から 定める標準代期齡 定める標準伐期齡  
十二まで 以上のものとする。 以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

昭和六十三年六月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号(政治団体の解散の届出について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 誤 正

五 上

山下政幸後援会

山本政幸後援会